

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正について

このことについて、社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和3年12月22日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、これまで県民に提出を求めていた写真について、国の見直し方針を踏まえ、負担軽減の観点から本規則に定める写真の撮影時期及びサイズを見直す必要があるからである。

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

社会教育主事の資格認定書に添付する写真の撮影時期及びサイズを改める。

2 改正の理由

これまで県民に提出を求めていた写真について、国の見直し方針を踏まえ、負担軽減の観点から本規則に定める写真の撮影時期及びサイズを見直す必要があるため。

3 改正の内容

社会教育主事の資格認定書に添付する写真の撮影時期

(改正前) 写真二枚 (最近三月以内に撮影した上半身・名刺型のもの)

(改正後) 写真二枚 (最近六月以内に上半身を撮影した縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートルのもの)

4 施行期日

公布の日

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和二十六年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「三月以内に」を「六月以内に上半身を」に、「上半身・名刺型」を「縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(認定の申請)

第二条 前条の認定を受けようとする者は、資格認定申請書(様式第一)

に、次に掲げる書類を添えて、愛知県教育委員会に提出しなければならない。

一 四 略

五 写真二枚(最近六月以内に上半身を撮影した縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートルのもの)

旧

(認定の申請)

第二条 同上

一 四 略

五 写真二枚(最近三月以内に撮影した上半身・名刺型のもの)